

## 令和3年度特別交付税（市町村分）12月交付の概要

令和3年（2021年）12月3日  
市町村課

令和3年度特別交付税の12月交付額が12月3日（金）に決定されました。  
本縣市町村分の交付状況は次のとおりです。  
なお、各市町村の交付額は別紙のとおりです。

### 1 交付額

令和3年度特別交付税の県内市町村への12月交付額は89.9億円で、昨年度の12月交付額と比較して14.2%の減となっています。

主な増減項目として、過去3年間の災害復旧事業費に応じて算定される連年災<sup>※1</sup>や公立病院に係る項目などが増となっており、昨年度交付額が大きかった令和2年7月豪雨に係る現年災<sup>※2</sup>などの項目が減となっています。

#### <区分別交付額>

単位：千円

区分	R1年度	R2年度	R3年度	対前年比 (R2→R3年度)
大都市分	1,726,932	1,444,062	1,476,287	+2.2%
都市分	2,713,147	4,214,241	3,577,901	▲15.1%
町村分	3,856,606	4,814,056	3,933,358	▲18.3%
合計	8,296,685	10,472,359	8,987,546	▲14.2%

#### <主な増減項目>

単位：千円

項目	R1年度	R2年度	R3年度	対前年比 (R2→R3年度)
連年災 <sup>※1</sup>	1,933,263	14,787	2,330,441	+15,660.1%
病院	637,899	906,644	1,279,383	+41.1%
中長期職員派遣（災害）	258,711	124,611	280,835	+125.4%
現年災 <sup>※2</sup>	138,746	4,544,953	296,755	▲93.5%
職員採用（災害復旧等）	523,990	439,770	365,930	▲16.8%
災害応援	3,745	73,464	206	▲99.7%

※R2→R3増減金額が大きい上位3項目を記載

※1：平成30年から令和2年に発生した災害に係る災害復旧事業費に応じて算定される項目

※2：今年発生した災害に係る災害復旧事業費や災害世帯数等に応じて算定される項目

## 特別交付税のあらまし

### 1 総 額

地方交付税総額の6%に相当する額（地方交付税法第6条の2第3項）

### 2 決定及び交付時期

原則として、年2回に分けて決定、交付（地方交付税法第15条第2項、第16条第1項）。

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる（地方交付税法第15条第3項）。

1回目 12月に決定・交付（総額のおおむね3分の1以内）

2回目 3月中に決定・交付

〔参考〕

12月交付は、災害関係経費など早期に交付することが必要なもの及び

12月交付時点において基礎数値の把握が可能なものについて交付する。

### 3 算定項目

次のような特別の財政需要について総務省の定めるところにより算定する（地方交付税法第15条第1項）。

（1）普通交付税の算定に用いる基準財政需要額（普遍的なものを標準的水準でとらえている）の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること。（例：災害、干・冷害、市町村合併関連）

（2）普通交付税の算定に用いる基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること。（例：法人税割修正）